

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年 3 月

1 本県の現状

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年 4 月 1 日現在）

区 分	公 務 員					
	平 均 年 齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	年 収 ベ ー ス 試算値 (B)
岡 山 県	47.4 歳	534 人	339,294 円	391,307 円	362,025 円	—
うち土木技術員	45.2 歳	123 人	321,390 円	388,958 円	346,115 円	—
うち運転手	47.6 歳	93 人	336,070 円	403,105 円	363,522 円	6,402,300 円
うち用務員	51.2 歳	80 人	362,948 円	399,649 円	381,617 円	6,596,044 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—
都道府県平均	47.9 歳	575 人	338,849 円	393,549 円	371,181 円	—

区分	民 間				参 考	
	対応する民間の 類似職種	平 均 年 齢	平均給与月額 (C)	年収ベース(試算値) (D)	A/C	B/D
岡 山 県	—	—	—	—	—	—
うち土木技術員	—	—	—	—	—	—
うち運転手	自家用自動車運転者	55.2 歳	194,300 円	2,680,200 円	2.07	2.39
	自家用自動車運転者	55.7 歳	323,672 円	—	1.25	—
うち用務員	用務員	53.9 歳	227,200 円	3,284,300 円	1.76	2.01
	用務員	48.2 歳	341,443 円	—	0.85	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 民間データの上段は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（企業規模10人以上の事業所を対象）を使用している。（平成16～18年の3か年平均）

4 民間データの下段は、岡山県人事委員会の「平成19年職員の給与等に関する報告及び勧告」で公表している「職種別民間給与実態調査（企業規模50人以上かつ、事業所規模50人以上の民間事業者を対象）」を使用している。（平成19年 4 月）

5 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

6 年収ベースの「公務員(B)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 年齢別職員数及び平均給与月額の状態（平成19年4月1日現在）

年齢区分	職員数	平均給与月額
18歳未満	—	—
18・19歳	—	—
20～23歳	—	—
24～27歳	2人	*
28～31歳	9人	2,619 百円
32～35歳	37人	3,090 百円
36～39歳	64人	3,275 百円
40～43歳	64人	3,595 百円
44～47歳	97人	3,880 百円
48～51歳	82人	4,206 百円
52～55歳	86人	4,345 百円
56～59歳	93人	4,491 百円

(注) 1 年齢区分は地方公務員給与実態調査における年齢区分と同様である。

2 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が2人以下の場合は個人情報が特定されるため、平均給与月額の欄をアスタリスク（*）としている。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

現業職給料表（別紙①）

イ 諸手当

職員と同様、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当が支給される。

このうち、特殊勤務手当の名称、主な支給対象職員等は別紙②のとおりである。

2 基本的な考え方

現業業務全てについて徹底した見直しを行い、民間委託や業務廃止等により業務を移行する。

平成18年度に非現業職員の給与構造の見直しにあわせて、現業職給料表の水準を平均4.4%引き下げたところであり、今後とも社会情勢、国及び他県の動向を踏まえ、適時適切な見直しを行う。

3 具体的な取組内容

平成20年度から民間委託や業務廃止等により業務移行を実施し、平成24年度末までに全ての業務の移行を完了する。

現 業 職 給 料 表

イ 再任用職員以外の職員

1 級							
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円		円
1	126,700	61	222,600	121	324,500	181	353,900
2	127,800	62	224,700	122	325,400	182	354,100
3	128,900	63	226,800	123	326,300	183	354,300
4	130,000	64	228,900	124	327,200	184	354,500
5	131,100	65	231,000	125	327,900	185	354,700
6	132,300	66	233,100	126	328,600	186	354,900
7	133,400	67	235,200	127	329,300	187	355,100
8	134,500	68	237,200	128	330,000	188	355,300
9	135,600	69	239,200	129	330,800	189	355,500
10	136,700	70	241,300	130	331,400	190	355,700
11	137,900	71	243,400	131	332,000	191	355,900
12	139,000	72	245,500	132	332,600	192	356,100
13	140,100	73	247,700	133	333,300	193	356,400
14	141,200	74	249,900	134	333,900	194	356,600
15	142,300	75	252,000	135	334,500	195	356,800
16	143,400	76	254,100	136	335,100	196	357,000
17	144,700	77	256,000	137	335,700	197	357,200
18	146,100	78	258,300	138	336,300		
19	147,400	79	260,600	139	336,900		
20	148,700	80	262,900	140	337,500		
21	150,000	81	265,300	141	338,100		
22	151,400	82	267,500	142	338,600		
23	152,800	83	269,700	143	339,100		
24	154,300	84	271,900	144	339,600		
25	155,700	85	273,900	145	340,200		
26	157,100	86	276,000	146	340,700		
27	158,500	87	278,100	147	341,200		
28	159,900	88	280,200	148	341,700		
29	161,300	89	282,100	149	342,100		
30	162,900	90	284,100	150	342,600		
31	164,400	91	286,100	151	343,100		
32	165,900	92	288,100	152	343,600		
33	167,400	93	290,000	153	343,900		
34	169,300	94	291,600	154	344,400		
35	171,200	95	293,200	155	344,900		
36	173,100	96	294,800	156	345,400		
37	174,800	97	296,400	157	345,800		
38	176,800	98	298,000	158	346,300		
39	178,800	99	299,600	159	346,800		
40	180,800	100	301,200	160	347,300		
41	182,800	101	302,800	161	347,700		
42	184,800	102	304,100	162	348,100		
43	186,800	103	305,400	163	348,500		
44	188,900	104	306,700	164	348,900		
45	190,900	105	307,800	165	349,300		
46	192,900	106	309,000	166	349,700		
47	194,900	107	310,200	167	350,100		
48	196,900	108	311,400	168	350,500		
49	198,800	109	312,500	169	350,700		
50	200,800	110	313,600	170	351,000		
51	202,800	111	314,700	171	351,300		
52	204,800	112	315,800	172	351,600		
53	206,800	113	316,800	173	352,000		
54	208,800	114	317,800	174	352,300		
55	210,800	115	318,800	175	352,600		
56	212,800	116	319,800	176	352,900		
57	214,900	117	320,800	177	353,100		
58	216,800	118	321,700	178	353,300		
59	218,700	119	322,600	179	353,500		
60	220,600	120	323,500	180	353,700		

2 級			
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	259,400	69	376,000
2	261,500	70	376,700
3	263,600	71	377,400
4	265,700	72	378,100
5	267,900	73	378,600
6	270,000	74	379,300
7	272,100	75	380,000
8	274,200	76	380,700
9	276,400	69	376,000
10	278,500	70	376,700
11	280,600	71	377,400
12	282,700	72	378,100
13	284,900	73	378,600
14	287,000	74	379,300
15	289,100	75	380,000
16	291,200	76	380,700
17	293,400	77	381,200
18	295,600	78	381,800
19	297,800	79	382,400
20	300,000	80	383,000
21	302,300	81	383,700
22	304,600	82	384,300
23	306,900	83	384,900
24	309,200	84	385,500
25	311,600	85	386,200
26	313,900	86	386,800
27	316,200	87	387,400
28	318,500	88	388,000
29	320,900	89	388,700
30	323,000	90	389,300
31	325,100	91	389,900
32	327,200	92	390,500
33	329,100	93	391,200
34	331,200		
35	333,300		
36	335,400		
37	337,300		
38	339,300		
39	341,300		
40	343,300		
41	345,200		
42	347,000		
43	348,800		
44	350,600		
45	352,300		
46	353,800		
47	355,300		
48	356,800		
49	358,300		
50	359,500		
51	360,700		
52	361,900		
53	362,900		
54	364,000		
55	365,100		
56	366,200		
57	367,100		
58	367,900		
59	368,700		
60	369,500		

ロ 再任用職員

区分	給料月額
1 級	221,000 円
2 級	279,400 円

○ 特殊勤務手当一覧表

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
現業職員の特殊勤務手当	保健所又は農業試験場に勤務する職員	レントゲン、電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフィ又は放射性同位元素を使用して有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
	伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において、（１）、（２）又は（３）の作業に従事した職員	（１）伝染病患者又は伝染病の疑いのある患者の救護の作業 （２）伝染病菌を有する家畜又は伝染病菌を有する疑いのある家畜の飼育の作業 （３）伝染病菌の付着し、又は付着の危険がある物件の処理の作業	日額 290円
	県民局地域政策部に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の鑑定の立会い又は移送の作業	日額 290円
	道路整備課又は県民局建設部若しくは支局地域建設室に勤務する職員（土木整備）	交通を遮断することなく行う道路の維持補修の作業	日額 560円
		〃（道路上の犬又は猫の死がい処理の作業に直接従事した場合）	日額 790円
	道路整備課又は県民局建設部若しくは支局地域建設室に勤務する職員（運転）	交通を遮断することなく行う道路の維持補修の作業	日額 390円
		〃（道路上の犬又は猫の死がい処理の作業に直接従事した場合）	日額 620円
		海上において、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定による漁業取締り等及び海域の保全又は適正利用のための立入り調査の補助の作業	日額 500円
		農薬（粒状のものを除く。）の散布の作業に１日２時間以上（温室内で作業した場合にあっては、１時間以上）従事	日額 350円
		岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和49年岡山県人事委員会規則第８号）第11条第２項に規定する特定毒物又は同規則別表に掲げる毒物、劇物等を使用し、又はこれらのものが発生する試験、研究若しくは検査の作業、農薬の散布の作業又はくん蒸の作業及びこれらのものの事故処理の作業で、健康を害するおそれのある程度のものに従事	日額 290円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
		午後 5 時から翌日の午前 6 時までの間における除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業又は凍結防止剤の散布作業	日 額 300円
		暴風雪警報又は大雪警報発令下における除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業	日 額 450円
		(1) 道路上において行う道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号) 別表第 1 に掲げる大型特殊自動車 (路面清掃車, 除雪車, ラインマーカー車及びガードレール清掃車を含む。) 及び小型特殊自動車 (農耕用小型特殊自動車を除く。) の運転の作業 (スーパー, ラインマーカー車及びガードレール清掃車に添乗して行う作業を含む。) (2) タワーヤード, プロセッサ及びフォワーダの運転の作業	日 額 350円
	ダム管理事務所に勤務する職員	地上若しくは水面上 20 メートル以上の箇所又は湖面において行うダム管理の作業	日 額 320円
		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し, 又は発生するおそれがある道路及びその周辺, 河川の堤防その他知事が定める公共施設において行う巡回監視の作業	日 額 480円
		〃 (午後 6 時から翌日の午前 6 時までの間に行われたとき)	日 額 720円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	日 額 730円
		〃 (午後 6 時から翌日の午前 6 時までの間に行われたとき)	日 額 1, 095円
	救護施設玉島寮に勤務する職員	死体の処理の作業に従事	1 回 2, 200円
	福祉相談センターに勤務する職員	技術員 (運転) の業務に従事する職員で, 知的障害者又は肢体不自由者を移送する業務に従事	日 額 290円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
		技術員（庁務）の業務に従事する職員で、知的障害者、身体障害者又は保護を要する女子に直接接して行う業務に従事	日額 430円
	児童自立支援施設成徳学校に勤務する技術員（調理）	介護職員と同等の業務	日額 430円
	救護施設玉島寮に勤務する技術員（調理）	介護職員と同等の業務	日額 430円
	児童相談所に勤務する職員	技術員（調理）の業務に従事する職員で、介護職員と同等の業務に従事	日額 430円
		技術員（運転）の業務に従事する職員で、児童を移送する業務に従事	日額 290円
	食肉地方卸売市場に勤務する職員		月額 28,000円
	動物愛護センターに勤務する技術員		月額 19,000円
	総合畜産センターに勤務する技術員（畜産）	家畜のふん尿及びサイレージの処理の作業又は自然交配等のために種雄牛馬豚を御したもの	日額 380円
	技術員（運転）又は技術員（土木）の業務に従事する職員で、岡山県庁用自動車管理規程（昭和50年岡山県訓令第11号）第6条に規定する整備管理者		月額 5,200円
		6月1日から9月30日までの間において温室内（室温が摂氏35度以上のビニールハウス又はガラスハウス内に限る。）又は12月1日から翌年3月31日までの間において密ぺいした温室内（室温が摂氏25度以上で相対湿度が80パーセント以上のビニールハウス又はガラスハウス内に限る。）で1日のうち継続して2時間以上作業に従事	日額 350円
	環境保健センターに勤務する職員	病原体感染実験に用いる動物の飼育管理の作業	日額 380円

（注） 手当の名称、主な支給対象職員等については平成19年4月1日現在